


所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条 例 規 則				
	部 課 機 関				
<p>1 要 旨</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条中「2年以上の学習課程」を「1年以上の学習課程」に改める。 ・同上中の通信教育に係る内容を改める。 ・第7条中の市長が定める資格について、別表に掲載し資格を追加する。 ・第10条から第13条を1条ずつ繰り下げ、第10条として休学による支給停止等に係る内容についての規定を追加する。 ・第13条2項中の調査審議内容に「支給再開時における受給資格等の支給要件の確認」を追加する。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父の、就業に結びつく資格の取得が容易になる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果等</p>					